

年 月 日

奄美市長 殿

住所

氏名

奄美市移住定住・家財処分等助成金完了報告書

次のとおり家財処分等が完了したので、奄美市移住定住・家財処分等助成金交付要綱第7条の規定に基づき、報告いたします。

なお、この報告書に記載の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

助成金交付決定通知	年 月 日 第 号
助成金交付決定額	金 円
家財処分等に要した経費（税込）	金 円
完了年月日	年 月 日

備考 1

- (1) 家財処分等に要した経費の領収書の写し
- (2) 家財処分等後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第4条の交付申請時に登記事項証明書の提出を省略した交付決定者（交付決定者が住宅の所有者の場合に限る。）は、前項の書類にあわせて、登記事項証明書を提出しなければならない。

3 前項の規定に関わらず、市長が建物登記完了前に完了報告書を提出させる必要があると認める場合は、登記を行う旨の誓約書で足りることとする。ただし、補助金受領後3月以内に建物登記を完了し、市長に登記事項証明書を提出しなければならない。